

協議の場の公表

6浪農水第351号
令和7年1月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浪江町長 吉田栄光

市町村名 (市町村コード)	浪江町 (7547)
地域名 (地域内農業集落名)	津島地区 (津島の一部、南津島の一部、下津島の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・令和5年度に帰還困難区域の一部が解除され、令和7年度までの3か年間、営農再開に向け営農再開支援事業により保全管理を行っている。
- ・水稻栽培の再開に当たっては、6年度に試験栽培を実施し令和7年度も継続して試験栽培を行い、結果により早ければ令和8年度から実証栽培への移行を予定している。水利についても水稻栽培開始時期の見通しに合わせ整備、改修の予定となる。
- ・担い手が少ないことから、外部の法人の参入も視野に入れていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・条件の良い水田を優先して基盤再生を行い、担い手・営農組織への集積集約化、大規模化等を進め、農風景の再生を目指す。
- ・食糧米のほか、飼料用米や飼料用作物など、販路を見据えた生産を行っていく。
- ・果樹や野菜など観光農園等も視野に入れ高収益型農業を目指していく。
- ・

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・行政区を基本に区域を設定し、現在保全管理を行っている農地を中心に担い手を定め営農再開していく。また外部法人の参入に向け試験栽培の取り組みを進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農拡大意向のある担い手農業者を中心にゾーニングを図りながら集積しつつ、将来を見据えた効率的な農地の活用を考慮して集約を実現していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画に定めた10年後の地域の農業や在り方を実現していくため、安定した長期の借入を目的として地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付けを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手農業者のニーズを踏まえ、営農しやすい農地にしていくため、必要に応じほ場の改良を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
浪江町・浪江町農業委員会・福島経営・就農支援センター・相双農林事務所双葉農業普及所・JA福島さくら・福島県相双復興推進機構・福島県農業振興公社等の関係機関が連携し、町内外からの多様な経営体の参入にあたり、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、サルによる農産物への被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、目撃情報があった場合には速やかに対応を行っていく。